おかざきDXビジョン

令和４年３月
（令和６年３月改定）
岡 崎 市

8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

目次

第１章　おかざきDXビジョンの策定について 1
１．本ビジョン策定の背景 1
２．本ビジョンの位置づけ 2
３．他の計画との関係 2
４．SDGsとの関連 3
５．対象期間 4
第２章　デジタル化に向けた社会の動き 5
１．デジタル化に向けた国の政策 5
２．デジタル化に向けた愛知県の政策 6
３．デジタル化に向けたこれまでの本市の政策 7
４．デジタル化を取り巻く社会の変容 8
⑴　Society5.0 8
⑵　新型コロナウイルス感染症による影響 10
第３章　本市のデジタル化の現状と課題 12
１．市民が行う手続に関するデジタル化 12
２．内部事務の効率化に関するデジタル化 12
３．地域社会のデジタル化 13
第４章　本ビジョンの基本理念 15
１．基本理念及び基本方針 15
２．各基本方針の設定趣旨 15
⑴　デジタルで便利になる市役所 15
⑵　デジタルでスマートになる行政 16
⑶　デジタルを活かせる地域社会 16
３．各基本方針に基づく基本戦略 17
⑴　基本戦略の設定 17
⑵　各基本戦略の設定趣旨 18
ア　【基本戦略１-１】「デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に」 18
イ　【基本戦略１-２】「デジタル化の「鍵」、マイナンバーカードの普及・促進」 19
ウ　【基本戦略２-１】「デジタル技術の活用による効率的な行政運営」 20
エ　【基本戦略２-２】「デジタル技術を活用できる人材の確保」 21
オ　【基本戦略３-１】「誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会」 22
カ　【基本戦略３-２】「デジタルを活用できる地域社会」 23
第５章　情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 24
第６章　本ビジョンの推進体制 25

第７章　各基本戦略における個別施策 27
　１．基本戦略 1-1 における個別施策 27
　２．基本戦略 1-2 における個別施策 28
　３．基本戦略 2-1 における個別施策 28
　４．基本戦略 2-2 における個別施策 29
　５．基本戦略 3-1 における個別施策 30
　６．基本戦略 3-2 における個別施策 31
個別施策集 32
用語集 63

第１章　おかざきDXビジョンの策定について

１．本ビジョン策定の背景

近年では、スマートフォンの急激な普及及び大容量のデータの高速通信を可能とするネットワーク網の発展、様々なモノがネットワークにつながるIoT（モノのインターネット）の普及等により、デジタル技術は人々の生活のあらゆる場面に恩恵、影響を与えており、重要な社会インフラの一つとなっています。

そして、このデジタル技術の革新はめまぐるしいスピードで進んでおり、AI（人工知能）を始めとした破壊的新技術の登場は、これまでの社会、生活のあり方を一変させる可能性を秘めています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、感染防止に向けた「新しい生活様式」の要請から、デジタル技術の活用を加速させる要因となりました。

国においては、令和２年12月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして定め、「デジタル庁」の設置などの取組を進めていくことが決定されました。

本市においても、令和３年３月に「第７次岡崎市総合計画」を策定し、30年後の目指すべき将来都市像として「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」を掲げ、実現に向けて今後10年間の取組の方向性を示す分野別指針を設定しました。この分野別指針における各取組を支える指針として「スマートでスリムな行政運営の確立」を掲げ、デジタル技術の活用推進を始めとした都市経営のスマート化に向けた取組を進めています。

このようなデジタル技術を取り巻く状況や、本市を含めた社会の情勢を踏まえ、デジタル技術の浸透により市民の皆様の生活をより良いものへと変革させる「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」を起こすことで、本市の目指す将来都市像を実現すべく、デジタル技術の活用方針や基本的な考え方を示した「おかざきDXビジョン」を策定しました。

２．本ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、「第７次岡崎市総合計画」に掲げる将来都市像「一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき」の実現に向けて今後 10 年間の取組の方向性を示す分野別指針のうち、「（10）スマートでスリムな行政運営の確立」をデジタル技術の活用の側面から進めるための個別計画として位置づけます。

> 分野別指針　（10）　スマートでスリムな行政運営の確立
>
> 全国的に先進性を有する公民連携、都市経営のスマート化、広域防災など共通課題の解決に向けた取組をきっかけとして、周辺都市との連携体制構築を図り、中枢中核都市として周辺都市を含めた地域全体の支えとなるまちを目指します。

また、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与すべく制定された、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律第 103 号）第９条第３項において策定が努力義務とされている、市町村官民データ活用推進計画としても本ビジョンを位置づけます。

３．他の計画との関係

本ビジョンと同様に第７次岡崎市総合計画における分野別指針「（10）スマートでスリムな行政運営の確立」を推進するための個別計画である「岡崎市行財政改革大綱」及び、その具体的取組内容を記載した「岡崎市行財政改革推進計画」においてもデジタル技術を活用した行政運営の戦略が示されており、本ビジョンはこれらの計画との整合を図りつつ進めてまいります。

また、愛知県におけるデジタル化推進に関する方針を示した愛知県策定の「あいち DX 推進プラン 2025」とも整合を図って取り組んでまいります。

図０１　他の計画等との関係

４．SDGs との関連

岡崎市は 2020 年に SDGs 未来都市に選定され、SDGs の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めています。

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

図０２　SDGs の 17 のゴール

（出典）：国連広報センターHP

本ビジョンは 17 のゴールのうち、「８．働きがいも経済成長も」、「９．産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11．住み続けられるまちづくりを」、「17．パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組の一環となります。

５．対象期間

本ビジョンの対象期間は、本市における総合計画、行財政改革大綱及び行財政改革推進計画、国における自治体 DX 推進計画との整合を図るため、以下のとおりとします。

【対象期間】　令和４年度から令和８年度まで

なお、デジタル技術の革新スピードは非常に速いため、対象期間内であっても必要に応じて内容の見直しを行います。

第２章　デジタル化に向けた社会の動き

１．デジタル化に向けた国の政策

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT 基本法）に基づき、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）を設置し、平成 13 年の「e-Japan 戦略」を始めとした計画を策定し、インフラの整備及び ICT（情報通信技術）の利活用を中心に IT 戦略を進めてきました。

その後、平成 25 年に「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、従来の戦略は利用者ニーズを十分把握しておらず、組織を超えた業務改革（BPR）を行わなかったことで IT の利便性や効率性を発揮できていなかったとの課題を指摘するとともに、世界最高水準の IT 社会を IT 利活用においても実現すべく、府省庁横断的な課題に横串を通す政府 CIO の設置等により取組が進められました。

また、平成 28 年には、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に促進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として官民データ活用推進基本法が公布・施行され、政府及び地方自治体に対して「官民データ活用推進基本計画」の策定が求められることとなりました（市町村は努力義務）。

平成 29 年には、これまでの「世界最先端 IT 国家創造宣言」と「官民データ活用推進基本計画」を一体化するとともに、「デジタル・ガバメント推進方針」が示され、個々の手続が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、どこでも・一か所でサービスを実現する「コネクテッド・ワンストップ」というデジタル化三原則を中心に、データ利活用や、デジタル技術を活用した行政の変革であるデジタル・ガバメントを戦略の新たな柱として推進してきました。

今般では、社会全体のデジタル化により ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる DX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現に向け、令和２年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべき社会のビジョンとして示し、国においては「デジタル庁」の発足により推進体制を整備するとともに、「自治体 DX 推進計画」の策定により地方自治体のデジタル化を推進しています。

図 03：国の情報化政策の歩み

（出典）内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

「IT 新戦略の概要-社会全体のデジタル化に向けて-」令和元年６月

２．デジタル化に向けた愛知県の政策

愛知県では、情報通信技術を活用して豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現するため、情報通信技術に関わる総合指針として平成 14 年３月に「あいち IT アクションプラン」を策定し、平成 28 年３月の「あいち ICT 戦略プラン 2020」までの４次にわたる改定により、ICT 環境の急速かつ大きな変化に的確に対応しながら情報化の推進に取り組んできました。

上記プランの期間においては、職員一人一人へのパソコン配備や職員ポータルサイトシステムの構築等電子地方政府の基盤となる情報通信基盤の整備のほか、電子申請・届出システム、電子調達システム等の住民向けオンラインサービスの運用開始等の取組が実施されています。

そして、社会全体のデジタル化に向けた新たな指針として、令和２年 12 月に「あいちDX推進プラン2025～デジタルで生まれ変わる愛知～」が策定され、「県行政の効率化・DX の推進（県民の利便性向上）」、「データの活用」、「県域 ICT 活用支援」、「デジタル人材育成」の４つの視点を柱とした取組を進めています。本市においても、当該プランとの整合を図りつつ取組を進めてまいります。

図 04：愛知県の DX 政策

（出典）愛知県

「あいち DX 推進プラン 2025～デジタルで生まれ変わる愛知～」令和２年 12 月

３．デジタル化に向けたこれまでの本市の政策

本市では、情報通信技術の急激な普及、電子政府・電子自治体の推進、情報公開や市民参加の進展等、大きな社会環境変化を踏まえ、新時代に対応した情報化を進めるための考え方や施策をまとめたものとして平成 17 年３月に「岡崎市地域情報化計画」を策定し、行政事務のシステム化や岡崎市民病院における電子カルテの導入等、情報化による業務の効率化に向けた取組のほか、施設予約システムや電子申請・届出システムの利用拡大等、市民の利便性向上に向けた取組を推進してきました。

平成 24 年以降は、業務システムのクラウド化（庁舎内に設置された大型汎用機によるシステムの利用から、庁舎外のデータセンターに設置されたシステムをネットワークを介して利用する形態に移行すること）を推進し、国保年金システム及び税総合システムを愛知県豊橋市と共同利用する等、業務システムに関するコストの削減や災害に対する業務継続性の向上に向けた取組を進めてきました。

近年では、平成 27 年に開始したマイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付等の更なる市民サービス向上に向けた取組や、令和２年からの、パソコン上で行う定型的な作業を専用のソフトウェアにより自動化する RPA（ロ

ボティック・プロセス・オートメーション）の本格運用開始等、業務効率化に向けた取組を進めています。

４．デジタル化を取り巻く社会の変容

⑴　Society5.0

Society5.0 とは、これまでの情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、内閣府の「第５期科学技術基本計画」において我が国の目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。

これまでの情報社会では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。情報分析に対する人間の能力の限界や、年齢や障がいなどによる労働や行動範囲への制約、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対しての様々な制約により、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT（モノのインターネット）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革を通じて、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。

これまでの情報社会ではサイバー空間（仮想空間）に存在するデータベースに人間がインターネットを経由してアクセスし、情報やデータを入手・分析することで価値を創造してきましたが、Society5.0 ではフィジカル空間（現実空間）に設置されたセンサーからの膨大な情報がサイバー空間に集積され、サイバー空間の AI がその情報を解析し、フィジカル空間の人間にその解析結果をロボット等を通じてフィードバックされることで、これまでにない新たな価値が産業や社会にもたらされることになります。

Society5.0 により一人一人の人間が中心となる社会の実現が期待されます。

図 05　新たな社会 Society5.0

（出典）内閣府ホームページ「Society5.0 とは」

図 06　Society5.0 で実現する社会

（出典）内閣府ホームページ「Society5.0 とは」

図 07　Society5.0 の仕組み

（出典）内閣府ホームページ「Society5.0 とは」

⑵　新型コロナウイルス感染症による影響

令和２年１月頃から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の生活に大きな影響を与えました。感染拡大防止の観点から、三密（密閉・密集・密接）の回避、非対面・非接触が「新しい生活様式」として要請され、例えば、勤務先への出勤を減らし、人流を抑制するために、情報セキュリティを確保しながら勤務先とネットワークでつながり仕事ができる環境を整備することでテレワーク（情報通信技術を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方）を推進したり、これまで対面で行っていた会議やイベントをネットワークを経由したテレビ会議システムを活用して実施する、手続や買い物はオンラインで行い、決済は電子マネーで行うことで現金への接触の機会を減らす等の取組が促進されました。

「新しい生活様式」への対応は、結果として社会のデジタル化を加速させる要因となりましたが、コロナ禍での経済的支援として実施された特別定額給付金の電子申請手続での混乱等、急速なデジタル化に対する課題も生じています。国の示す「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、利用者視点に立ったデジタル化への取組が求められます。

図 08　新型コロナ感染症に関するデジタル化の課題

（出典）総務省「デジタル化の現状・課題」令和２年９月

第３章　本市のデジタル化の現状と課題

１．市民が行う手続に関するデジタル化

市民が市を始めとした行政機関に対して行う各種申請等の手続については、平成 27 年 10 月から開始されたマイナンバー制度により大きく変容しました。

これまで、手続に際して必要な添付書類を紙で提出していたものが、マイナンバー制度に基づき国により整備された情報提供ネットワークシステムの活用により、市民による紙での提出は不要となり、関係機関間で必要な情報を直接データでやり取りできるようになっています。

また、マイナンバー制度の開始に伴い国により構築された国民個人のポータルサイト（マイナポータル）は、市民と市との間の窓口となり、マイナポータルの機能の一つである「ぴったりサービス」では、様々な手続について電子申請を行うことができます。本市でも、児童手当を始めとした子育てに関する手続、介護に関する手続等について「ぴったりサービス」を介した電子申請を導入しています。この他にも、「あいち電子申請・届出システム」を活用した電子申請や「あいち共同利用型施設予約システム」を活用した公共施設のインターネット予約、「eLTAX」を用いた電子的な地方税申告手続が可能となっています。

本市において、市民が市に対して行う手続の入口である申請等については、電子申請を始めとしてデジタル化は着実に進んでいると考えられますが、申請から手続完了までの全ての工程がデジタルで完結できる状況には至っていません。

例えば、申請後に面談を行うために市役所へ赴く必要があったり、予約した施設の利用料を窓口に赴いて現金で支払わなければならなかったりする等、市民の利便性が最大化されていない場面もあります。

本市では、令和２年度末までに一部の書類を除きほとんどの書類に対し押印の義務付けを廃止し、デジタルで手続を進行できる土壌が整いつつあります。今後はデジタル技術を上手に活用し、業務改善を図りながらデジタルで手続を完結できる業務を拡大していく必要があると考えられます。

２．内部事務の効率化に関するデジタル化

本市では、市民サービスの向上及び職員の業務効率の向上を図るため、業務のオンライン化、システム化を進めてきました。これらのシステムは現在では、庁舎内に設置した大型汎用機で構築された独自のシステムから、庁舎外のデータ

センターに設置された標準的なパッケージシステムをネットワーク経由で利用する形態に移行し、制度改正等に対応するためのシステム改修コストの削減や災害時の業務継続性の向上を図っています。

また、人口減少社会を迎え、将来的な職員数の減少が想定される中、限りある人的資源をより有効に活用するため、定型的なパソコン上の作業や人が行わなくても良い作業をRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）やAI（人工知能）で自動化する取組を進めています。

このように、デジタル技術を活用した業務効率化に向けた取組は着実に進展しているものの、業務によっては紙での業務遂行が前提となっているためにデジタル技術を活用することができていないものや、業務運用にシステムを合わせるために独自の改修を加えコスト増を招いているものもあり、十分なデジタル化による業務効率化が図れていない場合があります。このような状況を改善するためには、業務のあり方や手順を見直し、可能な限り業務の標準化、データ化を進めていく必要があると考えられます。

また、デジタル技術を活用した業務改善や価値創造を担うことができるデジタル人材の確保・育成も今後のデジタル化の推進に向けた本市の課題であると考えられます。

３．地域社会のデジタル化

情報通信インフラの整備普及やスマートフォンの急激な普及に伴い、我が国の個人のインターネット利用率は今や９割に迫る状況となっており（令和４年通信利用動向調査：総務省）、本市においても主要携帯電話通信事業者やケーブルテレビ事業者のサービスが市内のほとんどで提供され、市民がインターネットを利用できる環境は概ね整っているといえます。

しかしながら、立地条件や、居住者が少なく利用者の確保が見込みにくいため採算性に乏しい等の理由により、十分な通信環境が民間事業者において提供されていない地域もあり、テレワークのような働き方の多様化や、タブレット端末による自宅での遠隔授業のような学び方の多様化への対応が求められる現代においては、このような地域に居住する市民が高速・大容量のインターネット通信を利用することができる環境を整えることは大きな課題となっています。

また、インターネット等デジタル技術を利用できる環境を整えることと合わせて、年齢や障がい等の理由でデジタル技術の利用が困難な市民への支援も、等しく市民がデジタル技術の恩恵を享受できるためには重要です。新型コロナウイルスワクチンの接種予約において、インターネット予約が困難な高齢者への支援の必要性が浮き彫りになったことは、デジタル技術の利用の可能性に対す

る格差の解消が喫緊の課題であることの事例の一つといえます。
　そして、市民が等しくデジタル技術の恩恵を享受できる環境を整え、その先のより豊かな地域社会を実現するためには、市のみならず民間企業や学術機関等と連携して課題解決や価値創造に取り組むことが必要であると考えられます。

第４章　本ビジョンの基本理念

１．基本理念及び基本方針

第７次岡崎市総合計画及び国等の情報化施策の動向を踏まえ、本市のデジタル化についての基本方針たる本ビジョンの基本理念を以下のとおり定めます。

デジタル技術の活用で、実感できる「一歩先の暮らし」へ

基本理念に基づきデジタル化に関する取組を推進することで、スマートでスリムな行政運営を確立し、第７次岡崎市総合計画に掲げられる各施策の効率的、効果的な実施に寄与することで、本市の掲げる将来都市像の実現を目指します。

そして、基本理念に向けたデジタル化を推進するため、以下の３つを本ビジョンにおける基本方針として定め、本市のデジタル化に対する考え方を示します。

基本方針 １	デジタルで便利になる市役所
基本方針 ２	デジタルでスマートになる行政
基本方針 ３	デジタルを活かせる地域社会

２．各基本方針の設定趣旨

⑴　デジタルで便利になる市役所

市民は普段の生活の様々な場面で市の担う行政と接点を持ちます。また、接点を持つ市民も乳幼児から若者、高齢者までの多様な年齢層を含み、外国人のかたや障がいをお持ちのかた、単身で暮らすかたや子育て中のかた等、置かれている状況も様々です。

そして、市の担う行政と接点を持つのは市民個人だけでなく、市内外の事業者

もその機会を持ち得ます。
　また、接点の持ち方も市への申請や問合せ等、市民等からなされるものもあれば、市民等へのお知らせや案内等、市からなされるものもあります。
　このような多様な市民等が多様な場面で市の担う行政と接点を持つ際に、デジタル技術を活用することによりその利便性を高め、新たな価値を提供することで市民等のより豊かな暮らしへ寄与してまいります。
　このことは本市のデジタル化推進における中心的価値であると考えます。

⑵　デジタルでスマートになる行政
　市民等と市の担う行政との接点における市民等の利便性を高め、新たな価値を提供するためには、その一方当事者である市の業務遂行が効率的、効果的に行われなければ限られた資源を有効に活用できず、十分にその目的を果たすことができません。
　人口減少期を迎えた我が国においては、将来的な職員の減少により行政サービスが十分に提供できなくなることが想定され、本市においてもその可能性が懸念されるところです。
　このような状況下で市民等へのサービス向上、新たな価値の提供を実現するためには、業務のあり方を見直し徹底した効率化を図ることで、人的・物的資源を効果的に活用することが必要になります。この業務の効率化を推進する手段としてデジタル技術を積極的に活用し、スマートな行政を実現してまいります。
　また、デジタル技術を効果的に活用するためには、デジタル技術に関する知見やデジタル技術の活用を利用者視点で考えることができる人材の確保・育成が重要となることから、職員の教育等についても取り組んでまいります。

⑶　デジタルを活かせる地域社会
　デジタル化の推進により市民等の利便性を高められる環境が整ったとしても、多様な市民等がその状況に応じて等しくデジタル技術の恩恵を享受できなければその意義は失われてしまいます。
　市民等の直面するデジタル技術に対する様々な垣根を取り払うだけでなく、より積極的にデジタル技術を活かすことができる地域社会を構築するための取組を進めることで、市民一人一人が最大限デジタル技術の恩恵を享受できるような市民生活の実現を図ってまいります。

３．各基本方針に基づく基本戦略

⑴　基本戦略の設定

基本理念実現のため、各基本方針に基づき重点的に取り組むべき分野や事項の指針として、以下のとおり基本戦略を定めます。

図 09　基本方針と基本戦略

図 10　本ビジョンの構成

⑵　各基本戦略の設定趣旨

ア　【基本戦略１-１】「デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に」

本戦略では、デジタル技術の活用により行政手続のオンライン化を進め、電子申請可能な手続の拡充等により市民等が時間的な制約にとらわれることなく、また、市役所に来庁せずとも自宅や外出先でパソコンやスマートフォン等の電子機器を活用して、いつでも・どこでも行政手続を行えるような取組を進めます。

また、市役所へ来庁する必要がある場合であっても、デジタル技術の活用により、可能な限り市民等の負担が軽減できるような取組を推進します。

本戦略における取組により、デジタルで完結できる手続の拡充を推進し、市民等にとって利便性の高い市役所の実現を目指します。

図 11　基本戦略 1-1

イ　【基本戦略１-２】「デジタル化の「鍵」、マイナンバーカードの普及・促進」

マイナンバー制度に基づき申請により交付されるマイナンバーカード（個人番号カード）は、カードに格納された IC チップ内の電子証明書により、電子申請等において安全に本人認証をすることができる機能を有しています。

また、マイナンバー制度の開始に伴い国により整備された国民個人のポータルサイトである「マイナポータル」は「ぴったりサービス」という機能により、マイナンバーカードを用いて様々な行政手続の電子申請が可能となる環境を提供しています。

この他にも、国において進められているマイナンバーカードの健康保険証利用により、加入する健康保険が変わっても、マイナンバーカードひとつでオンラインでの健康保険資格の確認が可能となるほか、マイナポイント事業に代表される、「マイキープラットフォーム」を活用した様々なサービスとマイナンバーカードの紐づけ等、マイナンバーカードは今後のデジタル化推進の重要な「鍵」となるものといえます。

本戦略では、この「鍵」であるマイナンバーカードの普及・促進に向けた取組を進めてまいります。

図 12　基本戦略 1-2

ウ　【基本戦略２-１】「デジタル技術の活用による効率的な行政運営」

デジタル技術の活用により行政運営を効率化するためには、これまでの紙やアナログ技術を前提とした業務遂行から、電子データを前提とした業務遂行に大きく転換する必要があります。

本市においては令和２年度末までにほとんどの行政書類の押印を廃止し、データでの業務遂行が可能となる土壌の整備を進めてきました。

本戦略では、ペーパーレスの推進や業務改善・業務の標準化により電子データを前提とした業務遂行への転換を図り、AI や RPA 等の先進的なデジタル技術を効果的に活用することで効率的な行政運営の実現を目指します。

また、テレワークや IoT の活用推進により職員の業務遂行のあり方に多様性を持たせることで、職員の能力を最大限発揮できるような環境の構築を図ります。

図 13　基本戦略 2-1

エ　【基本戦略２-２】「デジタル技術を活用できる人材の確保」

技術革新により便利なデジタル技術が登場したとしても、その技術を効果的に活用できる人材がいなければその効果は最大限発揮できません。

また、利用する市民等や職員の視点を考慮せずに、デジタル技術を導入すること自体が目的化してしまっては、真に市民等の利便性の向上や行政運営の効率化に資する取組とは言えません。常に利用者の視点から行政サービスを考え、利用者の利便性の向上等の目的達成のための手段として、効果的なデジタル技術の活用方法を考えることができる人材の確保が重要です。

本戦略では、デジタル技術を効果的に活用し、市民等の利便性・満足度を向上させるため、デジタル技術に対する知見を有し、利用者の視点に立ってデジタル技術を効果的に活用しながら行政サービスを構築できる能力を持った職員の確保・育成に向け、研修等の職員教育や必要に応じ外部人材を活用する等の取組を進めてまいります。

図 14　基本戦略 2-2

オ　【基本戦略３-１】「誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会」

市民の中には年齢、居住地域、身体的事情、経済的事情、家庭環境等様々な事情によりデジタル技術の恩恵を受けることに対し障壁や制約がある人もいます。

このような障壁や制約を解消することなく、デジタル化により一部の人々のみの利便性や満足度を高めたとしても、真の意味での市民のためのデジタル化とは言えません。

本戦略では、様々な障壁や制約のために生じる情報格差（デジタルデバイド）を解消し、市民が等しくデジタル技術の恩恵を受けられる地域社会を実現するための環境整備や取組を推進します。

図 15　基本戦略 3-1

カ　【基本戦略３-２】「デジタルを活用できる地域社会」

デジタル技術の活用により、市民等がより豊かな「一歩先の暮らし」を実感できるためには、本市の社会全体がよりデジタル技術を活用できるものに変容していく必要があります。加えて、先進的なデジタル技術の活用には民間事業者との連携が不可欠です。

本戦略では地域社会全体でデジタル技術を活用していくことができる風土を醸成し、官民連携によるデジタル技術を活用した取組により地域課題の解決を図るほか、地域社会の担い手たる市民や事業者等のデジタル化に対する支援や、地域社会がデジタル技術を活用しやすくなるような環境や材料を提供する等の取組を推進します。

図 16　基本戦略 3-2

第５章　情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

情報通信技術に関する技術革新が進み、先端技術を活用したシステム、サービスが誕生する一方で、技術の進展とともに、情報セキュリティに対する脅威は、ますます高度化・巧妙化しています。

進化し続けるデジタル技術の活用に伴い管理する情報資産への脅威や、システム停止によって引き起こされる業務停止、それに伴う市民や外部組織への影響の広範囲化などを踏まえ、引き続き提供する行政サービスや、運用している情報システムにおける一層のセキュリティ対策が求められているところです。

本市においては、あいち情報セキュリティクラウドへの接続を行うなど、情報セキュリティに関する動向を継続的に把握し、適切な対策を講じているところです。今後においても国から示される情報セキュリティ対策を踏まえ、効率性・利便性も可能な限り損なわないように最新技術を活用した情報セキュリティ対策の導入を検討するとともに適切な対策を推進してまいります。

また、業務継続の観点からは、進化するデジタル技術も踏まえて ICT-BCP の評価、見直しを行ってまいります。

本ビジョンの推進にあたっては、市民の安全・安心を守ることを最優先とし、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）や「岡崎市情報セキュリティポリシー」に基づき、ICT やデータ等の適切な運用を図ります。

また、「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等を踏まえ、情報セキュリティの確保をしてまいります。

第６章　本ビジョンの推進体制

本ビジョンに基づき本市のデジタル化を推進するにあたり、以下のとおり推進体制を整備します。

図 17　本ビジョンの推進体制

本市では、これまで行政の情報化に関する事務を適切に推進するため、情報施策の最高統括機関として「岡崎市行政情報化推進会議」を設置してきました。

しかしながら、岡崎市行政情報化推進会議については、これまで会議を構成する委員の所管業務分野が市の業務を網羅できていない等の課題がありました。

本ビジョンの推進にあたり、岡崎市行政情報化推進会議を再編成した「岡崎市DX 推進本部」を設置し、市長を本部長とする本市のデジタル化を統括する体制であることを明確にするとともに、両副市長をそれぞれ副本部長に、教育長、水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市民病院長を本部員とすることで、所管分野に偏りが生じることなく網羅的に本市のデジタル化を検討・推進できるものとしました。

また、両副市長を、デジタル技術を活用したサービスの創造等を統括する「最高デジタル責任者（CDO：Chief Digital Officer）」、及び情報通信技術を活用した業務プロセス改善等を統括する「最高情報責任者（CIO：Chief Information Officer）」として位置づけることで、本市のデジタル化を推進する中心的役割を

担う立場であることを明確にしました。

また、専門的知見によりCDOを補佐する役割として「CDO補佐官」を設置し、より効果的なデジタル化の推進を図ります。このCDO補佐官には行政だけでない幅広い視点や経験を活かすため、民間からの登用も含めて適切な人材を配置します。

さらに、デジタル化の実務を担う組織として、総合政策部デジタル推進課はデジタル化施策の企画立案、進捗管理等を行い、総務部情報システム課は情報システムや情報インフラの管理、情報セキュリティ対策等を行うことで、本市のデジタル化を着実に進めてまいります。

以上のような体制で、本ビジョンにおける取組を推進してまいります。

第７章　各基本戦略における個別施策

本ビジョンにおいて設定した各基本戦略に基づき今後推進していく個別施策を以下に示します。各施策に関わる国、県の施策の動向、技術の進歩等の状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて内容の修正、新たな施策の追加等を行います。

１．基本戦略 1-1 における個別施策

基本戦略 1-1　デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に	
施策番号	施策名
1-1-1	ぴったりサービスを活用した電子申請の拡充
1-1-2	電子申請対象手続の拡充
1-1-3	書かない窓口の導入
1-1-4	窓口キャッシュレス決済の導入
1-1-5	オンライン決済の導入
1-1-6	口座振替申出アプリの拡大
1-1-7	電子契約・電子請求書の導入
1-1-8	学校と保護者とのコミュニケーション手法の拡充

本戦略においては、市民及び事業者と市の担う行政との接点となる手続である申請・届出や税や保険料、手数料等の支払いについてのデジタル化に関する取組を優先して進めます。

申請・届出等のデジタル化については、国の示す「自治体 DX 推進計画」において優先して電子申請対象とすべきとされた手続（子育て、介護、被災者支援、転入・転出等）のほか、その他の申請・届出手続についても積極的に「ぴったりサービス」や「あいち電子申請・届出システム」の活用を検討しながら電子申請が可能となるよう取り組みます。また、窓口での申請・届出においても、書類記載の負担軽減や待ち時間の短縮につながるよう、書かない窓口の導入を進めます。

市への支払手続に関しては、多様な手段でのキャッシュレス決済の導入を推進し、現金を持参することなく、場所や時間を問わず支払手続ができる環境を目指し、利便性の向上を図ってまいります。

さらに、電子契約・電子請求書の導入を推進し、事業者の行う市との間の契約・請求事務の事務負担軽減を図ってまいります。

このほか、学校・保護者間の連絡を、紙のプリントや連絡帳に変えてデジタル技術を活用することで利便性を高める取組を進めます。

2．基本戦略 1-2 における個別施策

基本戦略 1-2　デジタル化の「鍵」、マイナンバーカードの普及・促進	
施策番号	施策名
1-2-1	マイナンバーカードの普及拡大
1-2-2	マイナンバーカードの利活用

本戦略では、電子申請を始めとしたデジタル技術の活用において重要となる、本人認証機能を有するマイナンバーカードの普及拡大及び利活用についての取組を進めてまいります。

マイナンバーカードの普及については、国の施策と連携して、本市においても臨時交付窓口の設置等の取組を行ってきました。今後は、申請や受取が困難なかたのカードの取得支援に取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードについては、国において健康保険証利用を始めとした各種資格証との一体化が推進されており、本市においても、マイナンバーカードの本人認証機能や、国において実施されたマイナポイント事業に代表される、マイナンバーカードと連携したサービスの提供を可能とする基盤であるマイキープラットフォーム・マイキーID の利活用について、国の施策の状況等を踏まえながら取組を進めてまいります。

3．基本戦略 2-1 における個別施策

基本戦略 2-1　デジタル技術の活用による効率的な行政運営	
施策番号	施策名
2-1-1	基幹系業務システムの標準化
2-1-2	デジタル技術を活用した BPR の推進
2-1-3	財務会計事務の電子的処理の推進 （財務会計システムの更新）
2-1-4	Web 会議の活用推進
2-1-5	デジタル技術の活用による保育業務及び幼児教育業務の効率化
2-1-6	道路点検業務における AI の活用

2-1-7	テレワークの推進
2-1-8	校務の情報化

本戦略では、市が行う様々な内部業務について、業務手順等の見直しや関連システムの標準化、業務環境の改善、AI や RPA 等の先進技術の活用等を推進することで、業務の効率化を図る取組を進めます。

市で活用する情報システムについて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第 40 号）において標準化対象とされた、住民基本台帳業務等に関するシステムの標準仕様準拠システムへの期限までの移行を着実に進めるとともに、令和５年度に公文書の電子的管理及び電子決裁に対応した新システムが本格稼働した文書管理システムに続いて、財務会計システムの電子決裁対応に向けた取組を進めます。このようなシステムの更新等の取組を円滑に進めるため、現行の業務手順等を見直し、効率的な業務遂行を目指します。

また、AI や RPA 等の先進技術の活用を幅広く検討し、効果的な導入による業務効率の向上を図ります。

さらに、Web 会議やテレワークを推進し、多様な手段での業務遂行が可能となる環境を整備してまいります。

教育現場においてもデジタル化を通じて教職員の業務負担を軽減し、児童生徒に接することができる時間を確保することで、きめ細やかな指導につなげてまいります。

４．基本戦略 2-2 における個別施策

基本戦略 2-2　デジタル技術を活用できる人材の確保	
施策番号	施策名
2-2-1	デジタル人材の育成
2-2-2	外部デジタル人材の活用
2-2-3	情報セキュリティ研修・監査の実施

本戦略では、デジタル技術が広く業務遂行に浸透していく現代の潮流に対応するために、職員のデジタル技術に対する知識やスキルを底上げするとともに、デジタル技術を効果的に活用することで業務改善や利用者視点に立った行政サービスの構築につなげることができる職員の育成を図ります。

デジタル人材の育成にあたっては、各部署においてデジタル技術による業務改善等の中心的役割を担う職員を「デジタルリーダー」として位置づけ集中的に

教育するほか、管理職及び一般職員に対してもデジタル化に対する意識改革とデジタル技術に関する知識の底上げを図ります。

また、デジタル技術の活用等に関し、民間企業や学術機関等行政以外の立場での知見を有する人材を、必要に応じその知見が最大限発揮される方法で活用することで、行政側の視点からのみでは持ち得なかったノウハウを生かしたデジタル化を推進します。

さらに、行政のデジタル化においては市民の個人情報を始めとした機密情報の取扱いを伴うことから、安全安心にデジタル化を推進するため、情報セキュリティを確保するための職員教育と体制づくりに取り組んでまいります。

図 18　デジタル人材育成イメージ

5．基本戦略 3-1 における個別施策

基本戦略 3-1　誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会	
施策番号	施策名
3-1-1	情報弱者に対する支援（デジタルデバイド対策）
3-1-2	地域情報通信基盤の光（FTTH）化

本戦略では、市民がデジタル技術により等しくその恩恵を享受できるよう、デジタル技術に対する「壁」や「格差」を解消するための取組を推進します。

特に、年齢や障がい等様々な理由からデジタル技術の活用が困難な方（情報弱者）への支援を、市のみならず国や県の支援策の活用も検討しながら取り組んでまいります。

また、立地や居住地の条件により十分な情報通信基盤が整備されていない地域においても、デジタル化社会の進展に伴い必要となりうる高速・大容量の通信が可能となる環境を整備するための取組を進めてまいります。

６．基本戦略 3-2 における個別施策

基本戦略 3-2　デジタルを活用できる地域社会	
施策番号	施策名
3-2-1	オープンデータの活用推進
3-2-2	市内ものづくり中小企業の DX 支援
3-2-3	町内会活動のデジタル化支援
3-2-4	市民情報接点のワンストップ化
3-2-5	スマートシティの推進
3-2-6	次世代モビリティの活用促進
3-2-7	ICT 教育の推進

本戦略では、地域社会全体でデジタル技術を活用していくことができる風土を醸成し、官民連携による地域課題解決のためのデジタル技術を活用した取組を推進します。

誰もがルールに則って活用ができるデータであるオープンデータの整備・活用を推進し、地域社会におけるデータ利活用の環境を整えるとともに、企業の DX を推進しイノベーションの創出を支援するほか、官民連携により民間のノウハウや先端技術を積極的に取り入れ、市民生活における情報伝達の新たな仕組みづくりやスマートシティなど市民が地域で安心して暮らせる持続可能な社会の実現のための取組を進めてまいります。

また、教育の情報化を進め、高速通信環境や一人１台のタブレット端末等のデジタル技術を活用した、学習者主体の個別最適な学びや協働的な学びを推進してまいります。

個別施策集

施策No	1-1-1	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	ぴったりサービスを活用した電子申請の拡充				所管部署	デジタル推進課 対象手続関係課	

内容	・「自治体DX推進計画（第2.0版）」で「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続」とされている、子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（１手続）及び転入・転出に関する各手続について、マイナポータルの「ぴったりサービス」からの電子申請を可能とする。 ・先行して、令和４年度末までに市民からの申請を受領できる環境を整え（市民からの申請受付開始）、引き続き市民からの申請情報を直接業務システムに取り込むための環境を整備する（関係する業務システムの標準化対応と合わせて整備）。
期待される効果	・電子申請の導入により、ペーパーレス、来庁不要で対象手続についての申請が可能となり、市民の利便性が向上する。 ・申請情報を直接業務システムに取り込むことができる環境を整備することにより、職員負担の軽減が期待できる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
市民からの申請受領環境の整備	市民からの申請データを業務システムに直接取り込むための環境整備（業務手順の見直し、システム構築等）			ぴったりサービスを活用した電子申請の安定運用

施策No	1-1-2	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	電子申請対象手続の拡充				所管部署	デジタル推進課 対象手続関係課	

内容	・国の示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」とされた手続で市で所管するもののうち、施策No1-1-1で対象とした手続以外のものについて電子申請を検討し、推進する。 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に示されていない手続であっても、積極的に電子申請の導入を検討する。 ・電子申請の受付等に利用するシステムは「ぴったりサービス」を原則として検討するが、現在活用している汎用電子申請システム（あいち電子申請・届出システム）等の活用も考慮する。
期待される効果	・電子申請の導入により、ペーパーレス、来庁不要で対象手続についての申請が可能となり、市民の利便性が向上する。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	証明書交付申請（個人向け・法人向け）等の電子申請推進 道路占用許可申請・粗大ごみ収集等の電子申請推進			さらなる電子申請手続の拡大推進	

施策No	1-1-3	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	書かない窓口の導入				所管部署	デジタル推進課 対象窓口所管課	

内容	・デジタル技術を活用した「書かない」「待たない」スマートな窓口の実現を図り、市民の行政窓口での負担を軽減する。 ・国の構築する「窓口DXSaaS」の活用など、適切な実現手法を検討し、導入を目指す。 ・デジタル技術の導入のみを目的とせず、市民の利便性向上と職員の事務負担軽減を両立できるような業務手順の再構築を検討する。
期待される効果	・窓口での書類記載の負担軽減や待ち時間の短縮など、来庁する市民の利便性が向上する。 ・業務手順の再構築やデジタル技術の導入により、職員の事務処理負担の軽減や効率性・正確性の向上が実現できる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	・実現すべき窓口のあり方の整理 ・実現手法（導入するデジタル技術等）の検討・構築 ・窓口事務の業務手順の再構築検討・実施		運用開始、対象窓口・手続の拡大検討及び導入（随時）	

施策No	1-1-4	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	窓口キャッシュレス決済の導入				所管部署	デジタル推進課 対象決済関係課	
内容	・市民が窓口で現金支払いを行っている各種手数料、利用料等について、クレジットカード、交通系ICカード、QRコード等のキャッシュレス決済の導入を推進する。						
期待される効果	・窓口で現金を用意する必要がなくなり、市民の利便性が向上する。 ・オンライン決済を導入した場合、支払いのため窓口に出向く必要がなくなり、市民の利便性が向上する。						

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
一部施設等で実証実験を実施 → 本格導入に向けた準備 → 市窓口14か所で運用開始				
指定管理施設における取扱い方針を整理		市直営施設・指定管理施設で５か所程度の拡大目標		市直営施設・指定管理施設で10か所程度の拡大目標

施策No	1-1-5	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	オンライン決済の導入				所管部署	デジタル推進課 対象決済関係課	

内容	・証明手数料や施設利用料等について、スマートフォン等からのオンライン決済の導入を推進する。 ・オンライン決済の手法として、民間サービス・国の提供するオンライン決済手段・県内自治体共同利用の施設予約システム・納付書のバーコードや二次元コード読み取り等、決済対象の料金に応じて適切なものを検討する。
期待される効果	・支払いのために金融機関や施設等の窓口に出向く必要がなくなり、市民の利便性が向上する。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）

- 税証明交付手数料のオンライン決済導入
- 開発諸証明交付手数料のオンライン決済導入
- 証明書交付手数料、各種公金のオンライン決済の拡大検討・導入準備・導入（随時）
- 施設使用料に関するオンライン決済機能の実装を前提とした、県共同利用施設予約システムの更新準備（システム仕様の検討・確定）
- 次期システムの選定・構築（R9.1本稼働予定）
- 施設使用料のオンライン決済開始

施策No	1-1-6	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	口座振替申出アプリの拡大				所管部署	デジタル推進課 対象費目関係課	

内容	・令和３年度までに給食費、税、保険料で導入したスマートフォンアプリを活用した口座振替申出について、市民ニーズを考慮しつつ対応できる金融機関及び対象となる公金の費目を拡大する。
期待される効果	・口座振替申出のために金融機関の窓口に出向き、口座振替申出書を提出する必要がなくなり、市民の利便性が向上する。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	保育料・育成センター利用料・市営住宅使用料・水道料金等対象費目の拡大 対応できる金融機関の拡大（R5までに３金融機関で実施）		さらなる対象費目・対応金融機関の拡大に向けた検討・調整		

施策No	1-1-7	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	電子契約・電子請求書の導入				所管部署	デジタル推進課 契約課、会計課	

内容	・ネットワーク上で契約書データを取り交わす電子契約について、令和３年度実施の実証実験の結果を踏まえ、本格導入に向けた検討を進める。導入の可否及び時期については密接に関連する財務会計システムの更新（電子決裁対応化：R6年度予定）の状況を踏まえて判断する。 ・ネットワークを通じて市に対し支払請求ができる環境（電子請求書）の導入について、財務会計システムの更新の状況を踏まえて検討する。
期待される効果	・電子契約の導入により、契約書への押印や提出するための来庁が不要になり、事業者の利便性が向上する。 ・電子契約においては印紙税が不要とされており、印紙代相当分のコストメリットが事業者に生じる。 ・電子請求書の導入により、市への支払請求処理が効率化され、事業者の利便性が向上する。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
財務会計システムでの電子決裁導入を見据えた、電子契約・電子請求書導入に向けた課題整理		財務会計システムでの電子決裁の運用に伴い顕在化した課題の整理・対応、予算化・導入準備		本格導入・運用開始

施策No	1-1-8	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-1	デジタル化で、いつでも・どこでも手続き可能に
施策名	学校と保護者とのコミュニケーション手法の拡充				所管部署	教育委員会事務局教育政策課	

内容	・デジタル技術の活用により児童生徒の出欠席や配付物、帳票類、各種アンケートをはじめとする、学校と保護者間のコミュニケーション手法を拡充し、保護者にとっての利便性を高め、円滑な教育活動を実現する。 ・既存のツール・サービスの活用を検討するほか、次期校務支援システムでの機能実装により適切なコミュニケーション手法の実現を図る。
期待される効果	・保護者が、学校からの情報にスマートにアクセスできるようになるとともに、回答や提出が省力化される。また、アンケート等の即応性が高まり、教育活動の効率化につながる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	オンラインによる欠席連絡の導入・活用推進	お便りや配布物のデジタル化等、拡充すべきコミュニケーション手法の整理 次期校務システムでの機能実装すべきもの、他の手法ですべきものの整理（実現できるものから順次導入）			次期校務支援システムで機能実装するものの導入準備

施策No	1-2-1	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-2	デジタル化の「鍵」、マイナンバーカードの普及・促進
施策名	マイナンバーカードの普及拡大				所管部署	市民課	

内容	・マイナンバーカードの普及拡大に向け、市民のマイナンバーカード申請の利便性を高めるため、臨時交付窓口（本庁舎）や市民サービスコーナー（イオンモール岡崎）の開設、出張交付窓口等を実施する。 ・マイナンバーカード交付事務を適切に管理するため、マイナンバーカード交付管理システム（令和２年度導入）を安定的に運用する。 ・令和５年度のマイナポイント事業終了後のマイナンバーカード交付件数のピークアウト以降は、マイナンバーカードの健康保険証との一体化を見据え、入院している方等の交付申請・受取りが困難な市民への支援を推進していく。
期待される効果	・臨時交付窓口等の実施によりマイナンバーカード交付申請に係る市民の利便性が向上する。 ・マイナンバーカード交付管理システムの安定的な運用により、マイナンバーカード交付事務が効率的・安定的に実施されるとともに、職員の事務負担が軽減される。 ・マイナンバーカードの交付申請や受取りが困難な市民についても確実にマイナンバーカードが取得できる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
臨時交付窓口、出張交付窓口等の実施		申請・受取困難者への支援策の検討・実施、安定的なカード申請・交付事務の運用、カード更新ピーク時期への対応準備		

施策No	1-2-2	基本方針	1	デジタルで便利になる市役所	基本戦略	1-2	デジタル化の「鍵」、マイナンバーカードの普及・促進
施策名	マイナンバーカードの利活用				所管部署	デジタル推進課 事業関係課	

内容	・マイナンバーカードの保険証利用、公金受取口座の登録、運転免許証としての利用、在留カードとしての利用及び各種医療受給者証等としての利用等、国の推進するマイナンバーカード利活用事業に適切に対応する。 ・マイナンバーカードの公的個人認証機能（マイキープラットフォーム・マイキーID）や券面事項（氏名・住所等）の自動転記機能を活用した事業の実施について検討する。
期待される効果	・各種資格証明等がマイナンバーカードと一体化されることで、オンラインでの資格確認等が可能となり市民等の利便性が向上する。 ・マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用により、事業実施における個人認証がマイナンバーカードにより安全・容易にできる。 ・利活用事業実施によりマイナンバーカード取得に向けた動機づけとなりうる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
保険証利用への対応、公金受取口座の登録への対応			運転免許証、在留カード、各種医療受給者証としての利用等への対応（国の実施スケジュールに沿って順次）	
電子申請時の個人認証等での活用検討・サービス実装				
		券面事項の自動転記機能を活用した入力補助サービス等の検討・実装		

施策No	2-1-1	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	基幹系業務システムの標準化				所管部署	情報システム課 対象システム関係課	

内容	・基幹系20業務に関連する業務システムを国の策定する標準仕様に準拠した新たなシステムに移行する。 ・標準化の対象となる業務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障がい者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票） ※今後国により標準化対象とされた業務に対しても同様に対応する。 ・新システムは国の構築するクラウド基盤である「ガバメントクラウド」上に構築する想定。
期待される効果	・標準仕様準拠システムに対応するために業務を見直すことで、業務手順の改善等、業務の効率化が図られる。 ・標準仕様準拠システムに対する個別カスタマイズが不可能であることから、これまでのようなカスタマイズ費用が削減される。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
移行計画の策定、現行業務と標準仕様との差異を分析、ガバメントクラウドに関する情報収集		標準準拠システム調達・構築・データ移行		新システム本番稼働

施策No	2-1-2	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	デジタル技術を活用したBPRの推進				所管部署	デジタル推進課 導入業務関係課	

内容	・パソコン上で行う作業を専用ソフトウェアにより自動化するRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用する業務を拡大し、業務の効率化を図る。 ・紙への手書き文字をデータ化するAI-OCRの活用を推進し、RPAや業務システム等との連携等により業務効率化を図る。 ・その他、デジタル技術による業務改善手法（ローコードツール、音声認識システム等）を活用し、業務効率化を図る。
期待される効果	・デジタル技術の活用により職員の処理時間等が削減され、業務の効率化が図られる。 ・自動化により減少した職員の業務処理時間を他の業務に割り当てることが可能になる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	活用するツール等の検討、庁内への周知・啓蒙、導入業務の検討、導入作業、本格運用（準備が完了したものから順次導入）				

施策No	2-1-3	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	財務会計事務の電子的処理の推進（財務会計システムの更新）				所管部署	財政課	
内容	・財務会計システムを更新し、財務会計事務における電子決裁の導入等により、紙帳票主体の処理から電子的処理への転換を図り、業務効率化を実現する。						
期待される効果	・電子決裁の導入により、審査処理等を電子的に行うことができ、業務効率化につながる。 ・電子契約や電子請求書等と組み合わせることで、契約関係事務から支払関係事務まで一貫した電子的処理が可能となり、業務効率化が期待できるほか職員の負担軽減が期待できる。						

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	財務会計システムの更新、電子決裁の導入、新システム導入を踏まえた運用課題の整理		新システムの本格運用開始		

施策No	2-1-4	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	Web会議の活用推進				所管部署	デジタル推進課 情報システム課	
内容	・インターネットを介して外部との会議を行うことができる環境を拡充し、移動や資料印刷等職員の作業負担を軽減する。 ・具体的な拡充手段として、Web会議用端末の増加、イントラPCを活用したWeb会議実施の検討、資料共有やコミュニケーションを円滑に行うための大型ディスプレイの設置等を推進する。						
期待される効果	・会議のために庁外へ移動したり資料の印刷等の職員の作業負担が軽減され、職員の業務効率化が図られる。 ・コロナ禍においては対面での会議が減少することで感染防止対策となる。						
実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）		
	Web会議用端末の増加 会議室への大型ディスプレイの設置 イントラPCからのWeb会議実施の検討		イントラPCからのWeb会議環境の全庁実施 会議室への大型ディスプレイの設置拡大				

施策No	2-1-5	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	デジタル技術の活用による保育業務及び幼児教育業務の効率化				所管部署	保育課	

内容	・保育所入所業務を始めとした保育業務及び幼児教育業務について、職員の手作業等の業務手順を見直し、デジタル技術の活用による効率化を図る。 ・デジタル技術の活用により、保育所等を利用する保護者の利便性向上や、保育現場における職員の業務負担軽減を図る。
期待される効果	・デジタル技術の活用を視野に入れた業務の見直しにより、業務効率の向上及び職員負担の軽減が期待できる。 ・業務効率の向上により短縮された職員の処理時間を他の業務に振り分けることが可能になる。 ・保育所等を利用する保護者の利便性向上や、保育現場における職員の業務負担軽減が期待できる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
・業務手順の見直し、課題の洗出し等 ・登降園等管理システムのパイロット園での実証実験	・業務手順の見直しに基づいた効率化手法の実装検討 ・登降園等管理システムの本格導入（１園） ・導入園でシステムを利用した業務改善、及び効果検証	業務システム標準化を踏まえた効率化手法の検討・実装 登降園等管理システム導入園の拡大		

施策No	2-1-6	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	道路点検業務におけるAIの活用				所管部署	道路維持課	

内容	・複数の公用車にセンサーを搭載し走行することで道路異常を自動検知する。 ・デジタル地図を活用した維持管理システムの導入検討。 ・現場パトロールの作業報告書の自動作成を可能にする。
期待される効果	・振動検知・画像解析により道路異常を正確かつ早期に発見し、早急な対応を可能にすることで重大事故を未然に防止する。 ・システム活用に伴い蓄積された道路異常検知データの傾向を分析することで、効率的な維持管理計画の策定が期待できる。 ・事務職員、現場業務員の円滑な情報共有及び作業性の向上。 ・作業報告書の自動作成によるペーパーレス化。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
実証実験 システム導入検討	本格導入（道路異常検知・維持管理機能） 作業報告書自動作成機能の追加検討	システム活用を前提とした道路点検業務の業務手順・体制等の改善 蓄積されたデータを活用した効率的な維持管理計画の策定		

施策No	2-1-7	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	テレワークの推進				所管部署	デジタル推進課 人事課、情報システム課	

内容	・職員の働き方改革の一環として、テレワークを推進する。 ・職員が利用しやすく、情報セキュリティが確保できるテレワーク環境を拡充する。
期待される効果	・多様な働き方が実現でき、職員のワークライフバランスに資することができる。 ・場所を問わず業務ができ、業務効率化が図られるとともに、感染症蔓延時にあっては出勤が抑制され感染拡大防止効果が期待できる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	テレワーク用端末の増加・改善、サテライトオフィスの整備・拡充、テレワーク運用ルールの見直し等				

施策No	2-1-8	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-1	デジタル技術の活用による効率的な行政運営
施策名	校務の情報化				所管部署	教育委員会事務局教育政策課	

内容	・ICT活用による教職員の働き方改革である「Okazakiスマートワーク」として、職場外アクセス機能やWeb会議システム、タブレット端末の導入・活用を通じて、オンライン化やペーパーレス化等を推進し、教職員の業務の効率化や柔軟な働き方を実現する。 ・ICT活用の基盤となるセンターサーバの更新を見据え、実現すべき業務効率化手法を検討する。
期待される効果	・教職員が児童生徒に接する時間や授業準備のための時間を確保できるようになり、きめ細やかな指導を充実できる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
Web会議の推進 ICTツールを活用した採点事務の効率化実施	現行センターサーバ環境でのさらなる改善手法の検討・実装		次期センターサーバ環境に向けた課題抽出・新環境で実現すべき業務効率化策の検討	
		次期センターサーバ更新検討		次期センターサーバ実施設計

施策No	2-2-1	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-2	デジタル技術を活用できる人材の確保
施策名	デジタル人材の育成				所管部署	デジタル推進課 人事課	

内容	・デジタル技術を効果的に活用し、市民等利用者目線に立った行政サービスの構築や業務改善を行うことができる人材（デジタル人材）を育成する。 ・職員を管理職層、デジタルリーダー、一般職員層に区分し、各階層にあった研修等の育成手法を実施する。 ・デジタルリーダーは、各部署においてデジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務改善の検討の中心的役割を果たすことを期待される職員として育成する。
期待される効果	・職員において、デジタル技術を活用した市民サービスの向上及び業務改善を実現できる意識が醸成されるとともに、知識・技術が習得される。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	デジタルリーダー向け研修を70名の職員が受講完了		デジタルリーダー向け研修を100名の職員が受講完了	デジタルリーダーを中心とした業務改善・サービス向上策の検討・実装（R5から順次実施）	
	管理職・一般職員向け研修の実施（デジタル活用に向けた動機付け・デジタル技術の基礎・BPR手法・データ利活用等を順次実施）				

施策No	2-2-2	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-2	デジタル技術を活用できる人材の確保
施策名	外部デジタル人材の活用				所管部署	デジタル推進課 人事課	

内容	・デジタル技術への専門的知見や、デジタル技術の利活用に対するアイデアを有する外部人材を活用することで、本市のデジタル化への一助とする。 ・市職員としての登用、業務委託、研修講師としての派遣等適切な手法を検討し、実施する。 ・市職員としての登用においては、その登用形態により市の行う調達関係に疑義を生じないようルールを定め運用する。 ・外部人材の専門的知見の活用にあたっては、本市のデジタル化全般への支援だけでなく、業務改善手法やデータ利活用手法等デジタル技術を活用した課題解決手法に関する支援や、子育てや福祉等特定の行政分野におけるデジタル技術活用に関する支援等、場面を限定した知見の活用等幅広く検討する。
期待される効果	・外部の専門的知見を活用することで、市職員にない視点・ノウハウでデジタル化の推進が可能となるとともに、職員の意識改革につながる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	外部人材の登用、業務委託、研修講師としての派遣等、適切な手法の検討・予算化・実施、調達関係に係る制限ルールの策定・運用				

施策No	2-2-3	基本方針	2	デジタルでスマートになる行政	基本戦略	2-2	デジタル技術を活用できる人材の確保
施策名	情報セキュリティ研修・監査の実施				所管部署	情報システム課	

内容	・デジタル技術を安全に活用できる意識の醸成及び情報セキュリティに関する知識・技術を習得することを目的として、職員の情報セキュリティ研修を実施する。 ・庁内における情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認し、情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ監査を実施する。
期待される効果	・情報セキュリティ研修により、職員の情報セキュリティに関する意識の向上、情報セキュリティへの脅威に関する知識の習得が期待できる。 ・情報セキュリティ監査により、情報セキュリティポリシーの遵守が確保され、情報セキュリティが維持される。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	監査中期計画に基づき、庁内全部署に対し情報セキュリティ監査を実施（１巡目） セキュリティ対策の問題点を洗い出し・改善実施・フォローアップ		より効果的な監査手法を検討のうえ、庁内各部署へのセキュリティ監査（２巡目）を実施 セキュリティレベルの向上・定着を図る		
	毎年度全職員に対し情報セキュリティ研修、マイナンバー事務担当職員に対しマイナンバー研修を実施 情報セキュリティに対する最新の脅威等、内容を更新しながら職員の意識向上・知識の定着を図る				

施策No	3-1-1	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-1	誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会
施策名	情報弱者に対する支援（デジタルデバイド対策）				所管部署	デジタル推進課	

内容	・高齢、障がい等の理由によりデジタル技術の利用が困難な市民に対し、操作支援等の支援策の実施により格差を解消し、デジタル技術の恩恵を享受できるようにする。 ・市直轄事業のみならず、国・県等の行う対策事業の活用も検討する。
期待される効果	・情報格差が解消されることにより、市民が等しくデジタル技術の恩恵を享受できるようになる。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
延べ60回程度のスマホ講座を実施（市直轄事業及び国事業）	延べ60回程度のスマホ講座を実施（市直轄事業及び国事業）	過去の実績を勘案しながら、市直轄・国及び県事業によるスマホ講座を検討・実施		
国のマイナポイント事業における申請手続き支援の実施	デジタル技術を活用したサービスにおけるデバイド対策の推進			

施策No	3-1-2	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-1	誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会
施策名	地域情報通信基盤の光（FTTH）化				所管部署	情報システム課	

内容

・情報化社会では、地域を網羅した情報インフラの整備が必要不可欠であり、本市においては、デジタルデバイド（情報格差）是正のため、平成10～11年度に市街化調整区域、平成19～20年度は額田地域にCATV網を整備して維持管理を行っている。
・平成10～11年度に整備したCATV網においては、老朽化が進んできており、また、HFC方式と呼ばれる旧式の伝送路方式であり高速・大容量通信が困難な状況となっている。
・こうした中、新型コロナウイルス感染症対策である「新たな日常」においては、テレワークや遠隔授業などを行うため高速・大容量通信が求められており、旧方式の伝送路をFTTH化をする。
※HFC方式…ケーブルテレビの配線方式の一種。ケーブルテレビセンター局から光ファイバで配線し、各家庭へは同軸ケーブルで配線する。
　FTTH方式…同じく配線方式の一種。HFC方式とは異なり各家庭まで光ファイバで配線する。HFC方式より高速・大容量の通信が可能。

期待される効果

・市内全域における誰もがデジタルの恩恵を享受できる高速・大容量通信の確立

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
大平、東部、六ツ美エリアの整備	岩津エリアの整備	矢作エリアの整備	施策完了	

施策No	3-2-1	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	オープンデータの活用推進				所管部署	デジタル推進課	

内容	・市が保有する「統計データ」「スマートシティ関連データ」「事務処理関連データ」を整理して公開していく。 ・公開にあたっては、可能な範囲でのローデータ公開、機械判読なデータの公開、位置情報をキーとするデータに重点をおいた公開、利用者ニーズに沿った公開を原則とする。 ・利用者ニーズに沿った公開を行うため、需要家の特定または想定（有識者意見の聴取）するとともに、市内部での職員による利用の活発化を推進する。
期待される効果	・地域でのデータ活用が活発化することで、地域での主体的な行政課題の解決が期待される。 ・職員内部でのデータ活用が活発化することで、EBPM（根拠に基づく政策形成）や実施事業の効果測定、次策検討など、PDCAサイクルを支える重要な素材として、計画行政の発展に資することが期待される。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
需要家発掘	構想構築 意見聴取	オープンデータサイト再構築		
	基盤整備			
		地域での活用支援		
		職員の活用推進		

施策No	3-2-2	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	市内ものづくり中小企業のDX支援				所管部署	商工労政課	

内容	・岡崎市共創イノベーション推進戦略に基づき、市内ものづくり中小企業とスタートアップ・ベンチャー企業の共創を誘発・創発することでDX推進を図る。 ・行政、大学、研究機関、市内企業、支援機関による岡崎市共創HUB（運営：岡崎市、岡崎市ものづくり推進協議会）を組成し、実証実験機会・PR機会・助成制度などを構築・組み合わせてイノベーション創出を支援する。 ・岡崎市共創HUBにて、愛知県が運営するSTATION Aiと連携して市外からのスタートアップ呼び込みや市内育成を図り、市内企業とのマッチングを行う。 ・取組みの進捗を勘案しながら、「共創の気運醸成・風土づくり」「共創機会の創出」「共創の具体化支援」に関する取組みを段階的・複層的に行っていく。
期待される効果	・商業、サービス業、ものづくり産業のDX推進により岡崎市産業労働計画の将来都市像として定められた「仕事のしやすい 働き甲斐のある 共創イノベーション都市　岡崎 」の実現が図られる。 ・未来志向の「イノベーション」を生み出す都市として、また、性別・ 年齢・学歴・経験・国籍・障がいの有無にとらわれない多様な人々の価値観やライフスタイル に寄り添った仕事のしやすい、働き甲斐のある都市として、事業者や市民から選ばれる都市と なる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
	マッチングモデル事例の創出				
	共創の気運醸成・風土づくり（セミナー実施、WEB発信、ベント実施、人脈形成、伴走支援）				
		共創機会の創出　（共創HUB検討・設置、コミュニティ形成、STATION　Ai連携、補助制度活用促進）			
			マッチングモデル事例の構築　（コーディネータ設置、共創メニュー拡大）		

施策No	3-2-3	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	町内会活動のデジタル化支援				所管部署	デジタル推進課 事業関係課	

内容	・町内会活動用のスマホアプリ導入により、町内会における回覧板の電子化、行事出欠確認、電子役員会、急なイベント中止連絡などをデジタル技術で行えるよう支援する。 ・導入意欲のある町内会から取組みを進め、他町内会へと量的拡大を図る。 ・町内会の電子回覧板等での活用から、防災、福祉、移動支援など多分野での活用といった質的拡大を図る。 ・導入にあたっては、デジタルデバイド対策に十分配慮する。
期待される効果	・町内会役員の担い手確保が困難となっているが、主な担い手である前期高齢者は今後10年で減少する。加えて、定年延長や孫の世話などで多忙なかで、本事業により町内会役員の負担が軽減され、担い手確保への一助となる。 ・町内会は共助の最前線であり、多分野横断的な活動がなされている。本事業により、市の縦割り組織がこれをスムーズにバックアップできる将来が期待される。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
町内会ニーズ調査	モデル町内会アプリ導入	他町内会への拡大	他町内会への拡大	他町内会への拡大
		電子回覧板以外の他分野への活用拡大	電子回覧板以外の他分野への活用拡大	電子回覧板以外の他分野への活用拡大

施策No	3-2-4	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	市民情報接点のワンストップ化					所管部署	デジタル推進課 事業関係課

内容	・市民と市役所の情報接点について、先進自治体や民間企業の事例を参考に、適時・適量の情報発信ができる手段の導入を目指す。 ・各課における情報を横断的に整理して市民へ提供しつつ、必要に応じてオンラインでのワンストップ手続きへ誘導する仕組みを構築する。 ・オンライン手続きによる申請の受付から審査や処理など、市職員によるワークフローの整流化を図る。 ・デジタルデバイドの少ない子育て世帯に関連する分野から先行して取組みを進める。
期待される効果	・市民にとって、必要な情報を適時・適量でプッシュ型で得られることにより、情報を探す手間を省くことができる。 ・デジタル化を急ぐあまり、市民にとってアプリ乱立による利便性の低下を招くことなく、整理された情報接点を利用できる。 ・市民は、市からデジタルで情報提供を受けてオンライン手続きが可能となることで、申請等にかかる利便性が向上する。 ・オンライン手続きによる申請事案に対して、ワークフロー整流化により職員事務の効率化が図られる。 ・ワークフロー整流化により、人事異動の際の引継ぎ事務について軽減が図られる。

実施状況及び今後の取組方針

施策No	3-2-5	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	スマートシティの推進				所管部署	デジタル推進課 事業関係課	

内容	・スマートサービスやセンシング機器から得られるデータの活用により、まちの利便性を高めるとともに、人流・車流・イベントなどの都市密度をはじめとするデータをモニタリングしながら、「賑わい増加と渋滞緩和の両立」などの課題解決に活用し、まちづくりの高度化を進める。 ・まちなかウォーカブル推進を軸に、脱炭素、観光、商業、交通、防災など、多分野で都市のスマート化を推進する。 ・スマート技術の実装だけでなく、国費の活用または民間資金による実証事業についても積極的に誘導し、一歩先の都市を体現する取組みを推進する。
期待される効果	・都市の開発は、ミクロエリアでは30年～50年に1度の貴重な機会であり、作った瞬間から古くなっていくまちではなく、スマート技術とデータの活用で継続的に進化するまちづくりを行うことができる。 ・都市のスマート技術実装、ウォーカブル推進、実証事業の誘導等を通じて、民間の不動産投資、イベント開催、出店誘導など、都市機能誘導区域にふさわしいエリア価値の向上が期待される。

実施状況及び今後の取組方針

施策No	3-2-6	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	次世代モビリティの活用促進				所管部署	デジタル推進課 事業関係課	

内容	・MaaSシステム・アプリを核とする自動運転モビリティ、グリーンスローモビリティ、パーソナルモビリティ、ドローン等を活用し、移動に関する多様な課題の解決にチャレンジしていく。 ・移動に関する課題は、生活移動支援、交通安全、福祉、まちづくり、観光、回遊促進、渋滞対策、環境など多岐にわたり、また市内中心部、周辺部、中山間部といったエリアによっても特性が異なるため、これらを整理して合致する国の支援制度を積極的に活用していく。 ・本事業は、地域公共交通計画の位置づけを前提としたものであり、既存交通手段との役割分担、棲み分けに十分配慮して積極的に推進していく。
期待される効果	・MaaSシステム活用の促進が、地域デジタル化や市民のデジタル活用による利便性向上など成果の実感に繋がる。 ・移動に関する課題へのアプローチを一つのきっかけに、多分野の課題を合わせて解決していくことによって、都市の持続可能性が高まる。 ・地域が一体となって主体的な課題解決を図っていくためのきっかけとなる。

実施状況及び今後の取組方針	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
課題・エリア特性の整理	→	→			
実証実験・試行導入	→	→	→	→	→
実装課題整理・実装	→	→	→	→	→

施策No	3-2-7	基本方針	3	デジタルを活かせる地域社会	基本戦略	3-2	デジタルを活用できる地域社会
施策名	ICT教育の推進				所管部署	教育委員会事務局教育政策課	

内容

①Society5.0を見据えたICT環境整備
　利便性とセキュリティを両立した安全で強靭な教育ネットワークシステムを基盤に、次世代型高速大容量の通信環境や電子黒板等の学習環境を整備することにより、公教育最先端のICT環境を構築する。

②「岡崎版GIGAスクール構想」の推進
　日々の授業の中で１人１台の「Myタブレット」を活用したり、オンライン授業に取り組んだりすることで、学習者主体の個別最適な学びや協働的な学びを推進するとともに、社会に開かれた学びや最先端の学びを展開する。

期待される効果

①ICT教育のフロントランナーとしての「岡崎の教育」の特色や魅力が増し、教育活動のさらなる発展につながる。
②本市の子どもたちが予測困難な未来社会をたくましく生き抜くために必要な資質・能力を育成する。

実施状況及び今後の取組方針

令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）
１人１台タブレット端末を活用した個別最適な学びの実践事例の共有（実践事例共有サイトの構築・運用）		共有できる実践事例の拡充 さらなる活用施策の研究		
SINET（学術情報ネットワーク）接続 CBT（Computer Based Testing）の実施 SINETを活用した大規模なオンラインセミナーの実施		さらなるSINET・CBTの活用施策の検討・実施		
教室環境の構築（電子黒板、オンライン学習環境）			ICTを活用した教室環境の活用促進・持続可能な運用	
ポストGIGAスクールの検討・試行・選定		ポストGIGAスクールの実施設計		次期環境構築

用語集

初出章	用語	説明
第１章	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。ウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した概念。英語圏では「Transformation」は「X-formation」と略されるため、「DX」という略語が用いられるようになった。
第１章	IoT（Internet of Things）	現実世界のあらゆるモノがインターネットとつながること。「モノのインターネット」とも訳される。モノを通じて収集したデータがインターネットを介して送信・蓄積され、データを分析・活用することで新たな価値を創造することが可能になる。
第１章	AI（Artificial Intelligence）	人工知能のこと。一般的には「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と定義される。
第２章	IT（Information Technology）	情報技術のこと。ICT（Information Communication Technology：情報通信技術）もほぼ同じ意味を指す。
第２章	BPR（Business Process Reengineering）	既存の業務や組織構造、戦略を根本的に再構成すること。業務改革とも呼ばれる。
第２章	政府CIO（Chief Information Officer）	内閣情報通信政策監のこと。情報化投資、開発等、政府全体の情報システムやサービス全体を統括する。
第２章	クラウド（クラウドコンピューティング）	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。
第２章	データセンター	分散する情報通信機器を集約設置し、効率よく運用するために作られた専用施設のこと。高セキュリティで堅牢な建物のため、情報セキュリティの確保や災害から情報機器を守ることができる等の利点がある。
第２章	マイナンバー	住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律または条例で定められた事務手続において使用される。

第２章	マイナンバーカード	申請により無料で交付される、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された、顔写真付きのプラスチック製のカード。ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できる。
第２章	RPA（Robotic Process Automation）	人がパソコン上で行う定型的な作業を専用のソフトウェアにより自動化すること。
第２章	テレワーク	「tele = 離れた所」と「work = 働く」の二つの言葉を組み合わせた造語。ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所を有効に活用することができる柔軟な働き方のこと。
第３章	情報提供ネットワークシステム	例えば国の機関と市区町村など、異なる行政機関の間で保有しているマイナンバーに紐付く個人情報をやりとりするための専用のネットワークシステム。 法令に定められた事務に限って連携できる。なお、情報連携ではマイナンバーそのものは使用せず、符号を使用する。（内閣府HPより一部引用）
第３章	ぴったりサービス	マイナポータルで利用できるサービスの一つ。地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請ができるサービスの総称。 （内閣府HPより引用）
第３章	マイナポータル	行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容（あなたの情報）やそのやり取りの記録（やりとり履歴）、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができるWEBサービス。 マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となる。 （内閣府HPより引用）
第３章	あいち電子申請・届出システム	愛知県が運用管理し県内自治体で共同利用している、インターネットを通じた申請・届出等の行政手続を行うことができるシステム。本市においても上下水道利用に関する届出等、様々な手続を本システムにより電子申請できる。
第３章	あいち共同利用型施設予約システム	愛知県が運用管理し県内自治体で共同利用している、インターネットを通じた公共施設の利用予約を行うことができるシステム。本市においても会館施設等のインターネット予約に活用している。
第３章	パッケージシステム	特定の業務において汎用的に使用することができる既製のソフトウェアのこと。一般的に、独自にシステム開発を行う場合に比べ、安価に導入できるメリットがある。

第３章	タブレット端末	薄い板状の筐体で構成された、軽量のパソコンの一種。筐体の片側全面がタッチパネル式の液晶画面になっている。
第４章	マイキープラットフォーム	マイナンバーカードに搭載された公的個人認証の機能を活用し、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードとしての利用や商店街・オンラインでの自治体ポイントの使用といった各種サービスを呼び出すための共通情報基盤のこと。（内閣府HPより引用）
第４章	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差とも呼ばれる。
第５章	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること、完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること、可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。（総務省HPより引用）
第５章	情報資産	情報そのものと、情報を収集したり処理したり保管したりするための装置のこと。（特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会HPより引用）データそのものはもちろんのこと、データを処理するためのパソコン等も情報資産に含まれる。
第５章	あいち情報セキュリティクラウド	情報セキュリティ強化対策として愛知県が運用する、県と市町村のインターネット接続口を集約し、高度な監視を行う仕組み。
第５章	ICT-BCP	ICT（情報通信技術）分野の業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を指す。業務継続計画とは、大規模災害や事故等で被害を受けても重要業務をなるべく中断させず早期に復旧するため、あらかじめ復旧を優先すべき重要業務を特定し、バックアップ体制やリスク軽減措置、指揮命令系統等を定めた計画のことをいう。
第５章	サイバーセキュリティ	コンピュータやWebサイト等への不正アクセスを防ぎ、電子情報の不正な取得・流出、改ざんを防止すること。
第７章	キャッシュレス決済	現金を使用せずに行う決済のこと。クレジットカード決済や口座振替、交通系ICカードによる決済、QRコードを利用した決済など多様な決済手段がある。

第７章	電子契約	紙面に押印して作成する契約書に変わり、電子文書に電子署名を付して契約締結を行うこと。
第７章	電子請求書	インターネット上でやり取りできるように請求書を電子データ化したもの。電子化により、発行にかかる作業時間や郵送コストの削減、受け取る側がすぐに確認できる等のメリットがある。
第７章	マイキーID	マイナンバーカードに搭載された電子証明書機能を活用した、マイナンバーカードと連携させることができる本人認証用の識別番号（ID）のこと。
第７章	Web会議	インターネットを介して映像や音声のやり取りや、資料の共有等を行うことができる会議システムを利用して行う会議のこと。
第７章	オープンデータ	誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと。

OKAZAKI

岡崎市役所 総合政策部 デジタル推進課
〒444-8601
岡崎市十王町二丁目９番地
電話：０５６４－２３－７０９６
FAX：０５６４－２３－６２２９

表紙写真：岡崎市